

農地情報公開システム整備事業等の実施について(農林水産大臣宛て)

農地情報等が適時に更新されておらず、最新の農地情報等が公表されていないなどしていたシステムの設計・開発に要した経費等に係る国庫補助金相当額(支出) 137億5886万円

1 農地情報公開システム整備事業等の概要等

(1) 農地情報公開システム整備事業等の概要

農林水産省は、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していくため、農地中間管理機構を設立し、機構による担い手への農地集積と集約化の支援等を行うなどの農地集積・集約化対策事業を実施している。

そして、平成25年12月に農地法が改正され、同法により、農業委員会(農業委員会が置かれていない市町村にあっては市町村。これらを「農業委員会等」)は、農地台帳を作成すること並びに同法で定められた農地台帳に記録される農地情報及び農地の地図情報(これらを「農地情報等」)をインターネットの利用その他の方法により公表することとされている。

これらを受けて、同省は、25年度補正予算により、農業委員会等が農地情報等のインターネットを通じた公表等を行うためのシステム(以下「農地情報公開システム」)の開発等を実施する農地情報公開システム整備事業を、農地集積・集約化対策事業費補助金により、一般社団法人全国農業会議所を事業実施主体として実施している。農地情報公開システムは、農地情報等の一元化を図るものであり、会議所は、次の2段階に分けてシステム開発を行っている。

すなわち、フェーズ1においては、新たに農業への参入を志向する者等(以下「一般利用者等」)に対して全国の農業委員会等が保有する農地情報等をインターネットを通じて公表等するためのシステム(以下「全国農地ナビ」)の設計・開発が行われた。また、各農業委員会等が整備するシステム(以下「農地台帳システム」)に登録された農地情報等について、農地台帳システムから農地情報公開システムへの初度のデータ変換・移行が行われた。会議所によると、全国農地ナビは、一般利用者等にとって必要な農地情報等について、各農業委員会等に赴いて農地台帳を閲覧することなく、インターネットで確認できるようにすることなどを目的としたものであるとしている。

また、フェーズ2においては、農地情報等の一元管理・利用等が可能なシステムを構築するために必要な機能を有する複数のシステムが開発されている。そして、農業委員会等は、フェーズ2に参加することにより、農地情報公開システムに移行された農地情報等のデータを逐次更新することなどができる。

そして、フェーズ2において開発されたシステムのうち主なシステムは、次のとおりである。

① 各農業委員会等利用システム

各農業委員会等利用システム(以下「農委システム」)は、各農業委員会等が、個々に保有していた農地情報等を一元的に管理、利用等を行うためのシステムで、農地情報等のデータは、農業委員会等が農委システムに逐次入力等することにより適時に更新され、全国農地ナビと連携することによって一般利用者等に公表され利用されることになる。

会議所によると、農地情報等が適時に更新されるためには、農業委員会等が農委システムを日常業務で利用することが必要であるとしている。

② 格納システム

格納システムは、都道府県農業会議及び機構が、管内の市町村の農地台帳及び農地地図の検索、閲覧等を行うことなどができるシステムである。

格納システムにおいては、農地の区画ごとに、全国農地ナビよりも詳細で多くの農地情報等が登録されており、都道府県農業会議及び機構は、農地の所有者別や担い手の有無等で色分け表示することなどができる。

会議所によると、都道府県農業会議及び機構は、格納システムの上記の機能を用いることにより、農地集積シミュレーション等必要な分析が可能となるなど、従来の紙媒体の農地地図等

を用いるよりも業務効率の向上が図られるとしている。

さらに、同省は、平成28年度補正予算により、農地台帳システムに登録された農地情報等の農地情報公開システムへの再度のデータ変換・移行を支援する農地情報公開システム本格稼働加速化事業(以下「加速化事業」)に要する経費について会議所に補助金を交付している。

また、同省は、農地情報公開システムの保守・運用等を行う農地情報公開システム管理事業に要する経費について、会議所に補助金を交付している。

(2) 農地情報公開システムの利用促進に向けた取組

農地情報公開システムは28年4月に整備が完了し、稼働を開始したが、農地の地図情報の表示速度や挙動等に問題が生じていた。

これらの農委システムの利用上の問題が要因となり、会議所の調査によれば、31年4月から令和元年7月までの間における農業委員会等による農委システムの利用率は、平均して約30%という低い水準になっていた。

会議所は、上記の問題に対処するため、必要な農委システムの改修を数度にわたり実施するなどしている。

2 本院の検査結果

平成25年度から令和2年度までの間に、農地情報公開システム整備事業等を実施するために交付された137億5886万円(補助対象事業費同額)^(注1)を対象として17道県管内の793農業委員会等、17道県農議会、17機構から調書等の提出を受けて、その内容を確認するなどして検査した。

(注1) 17道県 北海道、岩手、山形、福島、茨城、群馬、千葉、新潟、長野、岐阜、三重、滋賀、兵庫、鳥取、長崎、熊本、宮崎各県

(1) 農委システムにおける農地情報等が更新されていない事態

ア 農地情報が更新されていない事態

2年度における農委システムの農地情報の更新の状況についてみたところ、フェーズ2に参加している783農業委員会等のうち、農地台帳に記載されている農地情報の内容に変更が生じた都度農委システムの農地情報を更新しているのは187農業委員会等(23.8%)にすぎず、343農業委員会等(43.8%)は加速化事業等におけるデータ移行から一度も更新していないなどしていた。

イ 農地の地図情報が更新されていない事態

2年度における農委システムの地図情報の更新の状況についてみたところ、783農業委員会等のうち、地図データに変更が生じた都度更新しているのは56農業委員会等(7.1%)にすぎず、301農業委員会等(38.4%)は初度のデータ移行から一度も更新していないなどしていた。

ウ 農委システムが日常業務に利用されていない事態

783農業委員会等について、農委システムの日常業務における利用状況を確認したところ、①農委システムのみを利用しているのは131農業委員会等(16.7%)にすぎず、②251農業委員会等(32.0%)は既存の農地台帳システムを主として利用し、公表データを更新する際等に限って農委システムを利用しているとし、③369農業委員会等(47.1%)は既存の農地台帳システムのみを利用しているとしていて、②及び③の計620農業委員会等(79.1%)は農委システムを日常業務で利用していなかった。

農委システムを日常業務で利用していない理由について確認したところ、「既存の農地台帳システムに台帳管理に必要な機能が備わっており、農地台帳情報等の公表事務を除いて利用する必要性がないため」(573農業委員会等)、「農地の貸借・転用等の履歴情報を管理できないため」(470農業委員会等)、「画面表示や操作性が悪く使用に耐えないため」(355農業委員会等)などとなっていた。

以上のとおり、大半の農業委員会等は、農委システムを日常業務で利用していなかった。そして、農委システムにおける農地情報等が適時に更新されておらず、最新の農地情報等が公表されていない状況となっており、必要な農地情報等について一般利用者等がインターネットで確認で

きることなどを目的として整備した農地情報公開システムは、その役割を果たしていないものとなっている。

(2) 格納システムの機能が都道府県農業会議及び機構において十分に利用されていない事態

格納システムの利用状況を確認したところ、同システムを日常的に利用しているのは1道農業会議及び3機構のみであり、16県農業会議及び14機構は利用していなかった。

格納システムを利用していない理由について確認したところ、「多くの農業委員会等において登録されているデータが更新されておらず活用できないため」(11県農業会議及び13機構)が最も多く挙げられており、このほか「業務上特に利用する必要がないため」(10県農業会議及び7機構)などとなっていた。このように、格納システムが多くの都道府県農業会議等において日常的に利用されていないのは、(1)のとおり農委システムにおける農地情報等が適時に更新されていないことによるほか、格納システムに備えられた業務効率の向上のための機能を必ずしも認識していないことなどによると思料された。

(3) 農地法等でインターネットの利用その他の方法により公表することとされている項目が農委システムに登録されていない事態

783農業委員会等について、農委システム上に設定された項目の登録状況についてみたところ、350農業委員会等において農地の利用状況調査に係る項目等計延べ6,679項目が農委システムに登録されていなかった。そして、このうち農地法等でインターネットの利用その他の方法により公表することとされた計延べ5,167項目は全国農地ナビで公表されていなかった。

(注2) 農委システム上に設定された項目 農地法等で農地台帳に記録することとされている項目に基づき、会議所において農委システム用に整理・区分した項目

3 本院が表示する意見及び要求する改善の処置

同省において、農地情報公開システムの整備の目的が十分に達成されるよう、次のとおり意見を表示し及び改善の処置を要求する。

ア 会議所に対して、農業委員会等が農委システムの操作性が悪いなどとしていることに対してその内容を十分に把握するとともに、その結果、更なる改修等が必要であると判断される場合には、その実施による効果も考慮しつつ必要な改修を検討するなどの対応を更に行うよう指導すること、また、担い手への農地の集積・集約化を目的として実施された農地情報公開システム整備事業において、農委システムを利用して農地情報等を適時に更新することが法定化された農地情報等の一般利用者等への公表等の役割を果たすことになること、及び農委システムの利用上の問題に対して会議所がこれまで実施した支援措置の内容等を農業委員会等に十分に周知するよう指導すること(会計検査院法第36条の規定により意見を表示するもの)

イ 会議所に対して、都道府県農業会議及び機構において格納システムを利用していない要因を分析して必要な改善を図るとともに、格納システムが有する農地集積に必要な分析ができることなど、業務効率の向上のための機能を都道府県農業会議及び機構に十分に周知するよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

ウ 会議所に対して、農委システムにおける農地情報等の登録状況を把握した上で、未登録項目がある農業委員会等に農地法等で農地台帳に記録することとされている項目の農委システムへの登録を速やかに行わせるよう指導すること(同法第36条の規定により改善の処置を要求するもの)

エ 農地情報公開システムに係る運営状況について、定期的に利用率等を会議所から報告させるなどしてその状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じた指導ができる体制を整備すること(同法第36条の規定により意見を表示するもの)